令和８年（フ）第６６号
福岡県大牟田市大字新町90番地　グループホーム虹色かぞく、前住所福岡県大牟田市鳥塚町２番地５
債務者　今村　晴美
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１９号
北海道浦河郡浦河町荻伏町28番地の１　荻伏Ｂ団地４棟２号
債務者　納谷　幸枝
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第３５０号
静岡県御殿場市二の岡一丁目24番15号　レオパレス東山荘210、前住所静岡県静岡市葵区水道町140番地　レオパレスサスジュウⅡ102
債務者　須賀　　覚（旧姓衣鳩）
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３５７号
静岡県三島市壱町田264番地の２　ブルール文教109
債務者　吉澤　拓麻
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３６９号
静岡県沼津市西椎路645番地の４　市営大久望団地Ｋ１－205、前住所静岡県沼津市東椎路673番地　藤和シティコーポ沼津Ⅱ802
債務者　西川　光一
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３８９号
静岡県浜松市中央区泉一丁目28番３号　コーポ双葉103
債務者　玉澤　学美
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４０１号
静岡県浜松市中央区舞阪町浜田518番地　ヴァン　エ　ソレイユ　101号、前住所静岡県浜松市中央区神田町90番地の５　タウンコート神田Ａ－１
債務者　瀧本　結生
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４１４号
静岡県磐田市新開68番地１
債務者　吉野　典子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４５号
京都府亀岡市東つつじケ丘都台３丁目５番１号　アザレアヒルズＢ棟205号、前住所京都府亀岡市篠町森下垣内19番地４
債務者　竹本　栄子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第４８号
京都府亀岡市千代川町高野林西ノ畑22番地　アステシオ千代川103号
債務者　伊藤さよ子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第２６６号
香川県高松市牟礼町原623番地10
債務者　藤田　繁一
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４５号
鹿児島県志布志市志布志町志布志507番地２　ひまわり第２貸家Ｆ棟
債務者　下出　祐美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１０１３号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺67番地　ヴィア・ラッテア203
債務者　浅見　　恵
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７８号
仙台市太白区郡山字北目宅地36番地の２　ルミエール・エス101、従前の住所宇都宮市雀の宮３丁目４番26号　Ｓｏｐｈｉａ　Ｄｏｒｆ　101号室
債務者　日向野竜治
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
秋田市楢山登町12番１号　アクア　108号
債務者　高橋　友和
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２号
秋田市東通仲町17番12号　コーポＷｅアーバン201号
債務者　岡田ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部